

◎新潟県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区安塚字栗木林 1856、1856の子、1857から1860まで、1868の甲、1868の乙、1907、1914の丑、1921、1921の子、1922から1926まで、1947、1949、1950、1950の子、1951、1953の1、1953の3、1953の子、1954、1954の子、1955の1、1955の2、1956の子、1957の子、1957の丑、1958、1960、1961、1961の1、1961の2、1961の寅、1962から1964まで、1964の子、1964の丑、1965、1965の1、1965の3から1965の5まで、1965の丑、1965の巳、1965の午、1966、1966の子、1967、1968、1968の子、1969から1971まで、1971の子、1972から1977まで、字作右エ門畑 1978、1979、1981の1、1982、1983、1998から2008まで、2010、2010の2、2010の子、2032、2033、2035、2036、字倉苺門 2037から2040まで、2043、松崎字鷲ヶ尾 2173から2203まで、2203の子、2204から2208まで、2208の子、2209から2227まで、2200地先・2202地先・2203地先・2205地先・2208地先（以上5筆地先について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備えて置いて縦覧に供する。）